明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四三五）　二

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（四三六）　三

○道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四三七）　二

○道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（四三八）　二

○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令（四三九）　二

○農地法施行令等の一部を改正する政令（四四〇）　二

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（四四一）　二

〔府令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務五）　二

〔省　令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七三）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務四四〇）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四一）　三

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同四四二）　三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同四四三）　三

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同四四四）　三

〔官庁報告〕

官庁事項

農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産省）　三六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産関係　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四三五号）（内閣府本府）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）第九条第二項による個人番号の利用に関する条例を制定した地方公共団体の長その他の執行機関が、個人番号利用事務実施者として地方公共団体情報システム機構に機構保存本人確認情報の提供を求めることができることとした。

2　個人番号利用事務実施者が個人番号関係事務実施者に対して本人の資産又は収入の状況についての報告を求める場合に、当該本人の個人番号を提供することができる法律の規定を定めるとともに、当該本人の個人番号を提供することができる者を定めることとした。

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係（第二条及び第三条関係）

住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成二七年政令第三〇一号）について、所要の規定の整備をすることとした。

三　この政令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第六五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二八年一月一日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第四三六号）（外務省）

1　在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在モルディブ日本国大使館等三公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当に係る控除額及び限度額を改定することとした。

4　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については平成二七年八月一日から適用することとした。

◇道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四三七号）（国土交通省）

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四四号）附則第一条第二号に規定する規定の施行期日は、平成二八年二月一日とすることとした。

◇道路運送車両法施行令の一部を改正する政令（政令第四三八号）（国土交通省）

1　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二八年二月一日）から施行することとした。